

大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・薬局等における
感染拡大防止等支援事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の感染拡大と収束が反復する中で、医療機関・薬局等が取り組む院内等での感染拡大防止等を支援するため、予算の定めるところにより、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1欄に定める施設を設置するものをいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第1条の目的を達成するために補助事業者が新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等を行う事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表第2欄に定める経費（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額と別表第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定し、府の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

- (1) 大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(経費等の内容変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の総額に対して20%以内の増減を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。

- 2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金経費（事業）変更承認申請書（様式第2号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、第11条で定める実績報告で確認できる場合はこの限りではない。
- 3 補助事業の内容の変更により交付決定の額を変更する必要がある場合は、前項の例によりすることができる。
- 4 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第8条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （2）（1）の規定による報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。
- （3）補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
- （4）補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。
- （5）この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- （6）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- （7）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。
- （8）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- （9）補助事業の完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する団体の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部は、府に納付しなければならない。
- （10）知事は、補助事業者が規則第5条の規定による補助金の交付決定の前に行った事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。ただし、令和2年4月1日以降に執行した経費に限る。

(補助金交付の申請の取下げ)

第9条 補助金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定後、その交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。ただし、知事は、第12条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付することができる。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実績報告書(様式第4号)を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(立入調査)

第13条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が付した条件を順守しなかったとき
- (2) 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき
- (3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (4) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるものの他、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 27 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 11 月 18 日から施行する。

別表

1 事業者	2 対象経費	3 基準額
府の区域内に存する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院	第3条に規定する補助事業に必要な経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）	50千円に病床数を乗じて得た額に2,000千円を加えた額
府の区域内に存する医療法第1条の5第2項に規定する診療所であって、同法第7条第3項により許可された病床を有するもの（有床診療所）		2,000千円
府の区域内に存する医療法第1条の5第2項に規定する診療所であって、同法第7条第3項により許可された病床を有しないもの（無床診療所）		1,000千円
府の区域内に存する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第14号）第2条第12項に規定する薬局		700千円
府の区域内に存する健康保険法（大正11年法律第70号）第89条第1項に規定する訪問看護事業所（同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が設置するものに限る。）（指定訪問看護事業者が設置する訪問看護ステーション）		700千円
府の区域内に存する医療法第2条第1項に規定する助産所		700千円

※第1欄に掲げる病院、有床診療所、無床診療所は、健康保険法63条第3項第1号に規定する保険医療機関に限る。

※第1欄に掲げる薬局は、健康保険法第65条第4項に規定する保険薬局に限る。